

2

岩手県指令社第294号

岩手県盛岡市菜園2丁目2番8号

岩手県消費者信用生活協同組合

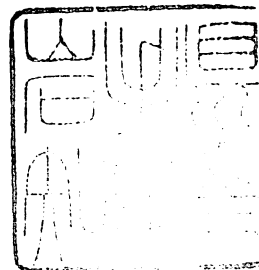
設立発起人 代表 渡辺長福

昭和44年8月6日付けで申請のあつた岩手県消費者信用生活協同組合の設立については、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第58条の規定に基づき、これを認可する。

昭和44年8月22日

岩手県知事 千田

正



岩手県消費者信用生活協同組合

設 立 総 会 資 料

設立総会議事次第

- (1) 開 会
- (2) 資格確認並びに成立宣言
- (3) 議長及副議長選出
- (4) 書記並びに議事録署名人委嘱
- (5) 議 事

- |       |                      |
|-------|----------------------|
| 才1号議案 | 設立総会にいたるまでの経過報告の件    |
| 才2号議案 | 岩手県消費者信用生活協同組合定款制定の件 |
| 才3号議案 | 昭和44年度事業計画並収支予算決定の件  |
| 才4号議案 | 連合会加入決定の件            |
| 才5号議案 | 岩手労働金庫加入決定の件         |
| 才6号議案 | 借入金最高限度額承認の件         |
| 才7号議案 | 役員選任の件               |

- (6) 閉 会

---

◇

第1号議案 設立総会にいたるまでの経過報告の件
-------------------------

## 設 立 趣 意 書

日本経済がアメリカにつぐ急速の成長を遂げたと宣伝されるなかで国民生活は逆に低下しているのではないかと思われまます。

大企業中心の政治のもとで中小企業の破産倒壊は戦後最高の数に達していますし、物価のつり上げ政策と浪費攻勢によつて勤労者をはじめ市民の消費生活は莫大な支出増と生活のゆがみをおしつけられています。

私たちは、みんなひとしく「健康にして文化的な生活を営む権利」を保障されています。しかし労働組合にも各種協同組合、共済団体にも保護されずに孤立した中小企業、商店等の勤労者や一般消費者にとつてはこれらの願望を補けてくれる銀行、金庫など市中の金融機関は縁遠い存在であり、いきおい小口高利金融業者に依存せざるを得ないというのが現状です。こうした状態をただ眺めているわけにはいきません。私たちは自分たちの生活を自分たちで守つていく必要があります。消費生活協同組合法はこのような弱い立場にある者の自衛の組織として同一地域に居住し、あるいは職場で勤務する者が結集して「生活協同組合」を設立し、購買、共済、施設、金融などの互助事業を行なうことを法認し奨励しています。

生活協同組合は、組合員の出資金を財源とし、組合員すべての平等な発言によつて運営され、利用による利益が出た場合にも、組合員が生協を利用した額に応じて「利用高割り戻し」が行なわれるというように極めて民主的な経営組織であります。

みなさん。今こそ弱い力を結集して協同の力を確立し、生活協同組合を設立しようではありませんか。

すでに先進的な宮崎県においては、昭和30年に信用生活協同組合が県内主要地区に設立され、爾来10年の才月にわたつて健全な発展をみています。さらに去年は鳥取県に県内一円とする信用生活協同組合が設立され、短時日ながら着々と経営基盤を確立しつつあります。

私たちが設立しようとする組合は岩手県消費者信用生活協同組合といい、次の事業を行ないま

す。

1. 組合員に対し、<sup>生活資金と貸付</sup>借用証書により資金を融通する事業。

- (イ) サラリーマン、一般市民に対する個人信用貸付
- (ロ) 中小企業従業員の厚生資金とする団体保障による信用貸付
- (ハ) ~~各種年金、恩給受給者に対する立替貸付~~

岩手県消費者信用生活協同組合

岩手県消費者信用生活協同組合

岩手県消費生活協同組合  
設立発起人会  
（一）国、公社債等を担保とする貸付

（二）電話加入権、不動産を担保とする貸付

2. 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業、ホームヘルパー、派出看護人、集金代行、社会保険業務代行など特殊な技能などの共同利用を行なう。

3. 組合員の生活の改善および文化の向上を図る事業

講演会、芸術鑑賞会、体育祭などの文化活動

4. 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業。

このような生活協同組合こそ私たちの願いを実現してくれる最良の機関であることを確信しています。

「一人は万人のために、万人は一人のために」の協同互助の精神にもとづいて、みなさんが以上の趣旨をじゅうぶんと理解のうえ、ふるつて御加入くださいますようお願い申し上げます。

昭和44年3月

岩手県消費者信用生活協同組合

設立発起人会

第2号議案 岩手県消費者信用生活協同組合定款制定の件

定 款

才 1 章 総 則

(目 的)

才 1 条 この消費生活協同組合（以下「組合」という。）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名 称)

才 2 条 この組合は、岩手県消費者信用生活協同組合という。

(事 業)

才 3 条 この組合は、才1条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 七定款  
指式字加入
- 生活資金を貸付
- (1) 組合員に対し借用証書により資金を融通する事業
  - (2) 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
  - (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
  - (4) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
  - (5) 前各号の事業に附帯する事業

(区 域)

才 4 条 この組合の区域は、岩手県一円の地域とする。

(事務所の所在地)

参字削除  
指式字加入

才 5 条 この組合は、事務所を岩手県盛岡市(にか)菜園=7丁目番8号  
におく。

## 才 2 章 組 合 員

### (組合員の資格)

- 才 6 条 この組合の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
2. この組合の区域内に勤務地を有するもので、この組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認をうけてこの組合の組合員となることができる。

### (加入の申込み)

才 7 条 前条才 1 項に規定するものは、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

2. この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合はこの限りでない。
3. この組合は、前条才 1 項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附さないものとする。
4. 才 1 項の申込みをした者は、才 2 項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が才 1 項の申込みを受理したときに組合員となる。
5. この組合は、組合員となつた者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

### (加入承認の申請)

才 8 条 才 6 条才 2 項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認の申請書をこの組合に提出しなければならない。

2. この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。
3. 前項の通知をうけた者は、すみやかに出資金の払い込みをしなければならない。
4. 才 1 項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払い込みをしたときに組合員となる。
5. この組合は、組合員となつた者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

### (届出の義務)

才 9 条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、すみやかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

## 才 3 章 剰余金処分及び欠損金処理

### (法定準備金)

才 20 条 この組合は、出資総額の 2 分の 1 に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の 10 分の 1 に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金のあるときは、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補にあてるべき金額を控除した額について行なうものとする。

2. 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補にあてる場合を除き、取りくずすことができない。

### (教育事業繰越金)

才 21 条 この組合は、毎事業年度の剰余金の 20 分の 1 に相当する額以上の金額を教育事業繰越金として翌事業年度に繰越し、才 3 条才 4 号の事業の費用にあてるために支出するものとする。

2. 前条才 1 項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

### (剰余金の割りもどし)

才 22 条 この組合は、毎事業年度の剰余金について、欠損金をてん補し、才 20 条才 1 項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び前条才 1 項の規定による教育事業繰越金として繰越す金額を控除した後になお残余があるときは、その残余を組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割りもどすことができる。

2. この組合は、期日の到来して出資の払い込みを終了しない組合員について、その出資の払い込みを終るまで、その組合員に割りもどすべき剰余金をその払い込みにあてることができる。

### (利用分量に応ずる割りもどし)

才 23 条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割りもどし（以下「利用分量割りもどし」という。）は、各事業年度における組合員の組合事業の利用分量に応じて行なう。

2. この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、利用した組合事業の利用のつど、利用した事業の分量を証する領収書を交付するものとする。

3. この組合は、組合員が利用した組合事業の利用分量の総額が、この組合の事業総額の 5 割以上であると確認した場合でなければ利用分量割りもどしを行なわない。

4. この組合は、利用分量割りもどしを行なうこと及び利用分量割りもどし金の額について総会の議決があつたときは、すみやかに利用分量割りもどし金の利用分量に対する割合及び利用分量割りもどし金の請求方法を組合員に通知し、かつ公告するものとする。

5. この組合は、利用分量割りもどしを行なうときは、その割りもどすべき金額に相当する額を  
利用分量割りもどし引当金として積み立てるものとする。

6. 組合員は、才4項の通知にもとづき利用分量割りもどし金をこの組合に請求しようとするときは、  
利用分量割りもどしを行なうことについての議決が行なわれた総会の終了の日から6ヶ月を  
経過する日までに、才2項の規定により交付をうけた利用した事業分量を証する領収書を  
提出してこれをしなければならない。

7. この組合は、前項の請求があつたときは、才5項の規定による利用分量割りもどし引当金の  
積立を行なつた事業年度の翌事業年度の末日までに、その引当金をくずして、組合員ごとに前  
項の規定により提出された、利用した事業分量を証する領収書によつて確認した事業の利用分  
量に応じ利用分量割りもどし金を支払うものとする。

8. この組合は、右事業年度の利用分量割りもどし金のうち、前項に定める期間内に割りもどし  
を行なうことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入  
するものとする。

(出資額に応ずる割りもどし)

才24条 払込んだ出資額に応ずる剰余金の割りもどし(以下「出資配当」という。)は、各  
事業年度の終りにおける組合員の払込済出資額に応じて行なう。

2. 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。

3. この組合は、出資配当を行なうこと及び出資配当金の額について総会の議決のあつたときは、  
すみやかに出資配当金の払込み済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員  
に通知し、かつ、公告するものとする。

4. 組合員は、前項の通知に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当  
を行なうことについての議決が行なわれた総会の終了の日から6ヶ月を経過する日までにこれ  
をしなければならない。

5. この組合は、前項の請求があつたときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。

(端数処理)

才25条 前2条の規定による割りもどし金の額を計算する場合において、組合員ごとの割りも  
どし金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

才26条 この組合は、毎事業年度の剰余金について、才24条の規定により組合員への割りも  
どしを行つた後になお残金があるときは、その残余を任意に積み立てまたは翌事業年度に繰越



すものとする。

(欠損金のてん補)

才 37 条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積立てた積立金、法定準備金の順に取りくずしてそのてん補にあてるものとする。

## 才 4 章 役 職 員

(役 員)

才 38 条 この組合に次の役員をおく。

- (1) 理 事            10人以上            15人以内
- (2) 監 事            2人以上            3人以内

(役員選挙)

才 39 条 役員は、役員選挙等に関する規約（以下「選挙規約」という。）の定めるところにより総会において組合員のうちから選挙する。

2. 特別の理由があるときは、理事の定数の5分の1以内のものを組合員以外のものの中から選挙することができる。

(役員補充)

才 30 条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を越えるものが欠けたときは、選挙規約の定めるところにより、1ヶ月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

才 41 条 役員任期は、2年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、再選を妨げない。

2. 補充役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3. 役員任期は、その満了の日がその日の属する事業年度の通常総会の終了の日と異なるときは、才1項の規定にかかわらずその総会の終了の日までとする。

4. 役員が任期の満了又は辞任によつて退任した場合において役員数がその定数を欠けに至つたときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての職務を行なうものとする。

(役員責任)

才 42 条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款規約及び総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員解任)

才~~53~~条 役員は、組合員の5分の1以上の請求により、任期中でも総会において解任することができる。

2. 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。

3. この組合は、前項の規定による書面の提出があつたときは、総会の会日の10日前までに、その役員にその書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(理事長及び専務理事)

才~~54~~条 理事は、理事長1人及専務理事1人を理事会において互選する。

2. 理事長は、理事会の決定に従つてこの組合の業務を処理し、この組合を代表する。

3. 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

4. 理事は、理事長及び専務理事に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従つてその職務を代行する。

(理事会)

才~~55~~条 理事会は理事をもつて組織する。

2. 理事会は、理事長が招集する。

3. 理事長は、理事が理事の3分の1以上の同意を得て、又は監事が監事全員の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあつた日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

(理事会の議決事項)

才~~56~~条 この定款に特別の定めのあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会の招集及び総会に附議すべき事項
- (3) この組合の財産及び業務の執行のための手続きその他この組合の財産及び業務の執行について重要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 前各号のほか、理事会において必要と認められた事項

(理事会の議決方法)

- 第17条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。
2. 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
  3. 理事会の議長は、理事会において出席した理事のうちから、そのつど選任する。
  4. 議長は、理事として理事会の議決に加わる権利を有しない。
  5. 理事会においてこの組合と理事との関係について議決をする場合は、その理事は、理事会の議決に加わる権利を有しない。
  6. 理事会において議決をする場合には、議長及び前項に規定する理事は、出席した理事の数に算入しない。
  7. 議長及び理事会において選任した理事2人は、理事会の議事について、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(書面による理事会への出席)

- 第18条 理事は、理事会の議案としてあらかじめ通知のあつた事項について書面をもつて議決権及び選挙権を行なうことができる。
2. 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、出席者とみなす。
  3. 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、理事会の議案としてあらかじめ通知のあつた事項について、その賛否又は選任しようとする理事長若しくは専務理事の氏名を記載した書面を封入し、その封筒に署名又は記名押印したものを理事会の開会までに理事長に提出しなければならない。

(定款等の備えつけ及び書類の提出)

- 第19条 理事は、定款、規約、総会の議事録、組合員名簿、その他組合の財産及び業務の執行について重要な事項を記載した書類を事務所に備えておかなければならない。
2. 前項の規定による組合員名簿には、各組合員の氏名、住所、加入年月日、出資口数並びに払込済出資額及びその払込年月日を記載しなければならない。
  3. 理事は、通常総会の会日の7日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案又は欠損金処理案を監事に提出し、かつ、これらを事務所に備えておかなければならない。
  4. 前項の規定による事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。
    - (1) 組合員の数及び出資口数の異動
    - (2) 払込んだ出資の総額及び剰余金をもつて出資の払込みにあてたときは、その総額

(3) 損益の計算並びに借入又は償還した金額及び借入金の利率

(4) 法定準備金及び各種の積立金

(5) 総会の議決及び役員選挙

(6) 事業の状況

ア、才3条才1号の事業については、事業の種類並びに貸借件数及び貸付金の総額及び内訳

イ、才3条才2号の事業については、利用施設の種類及びその利用の程度を表示する事項

ウ、才3条才3号の事業については、その事業の種類及びその利用の程度を表示する事項

エ、才3条才4号の事業については、その事業の種類及びその利用の程度を表示する事項

(7) その他必要な事項

5. 組合員及びこの組合の債権者は、才1項及び才3項の書類の閲覧を求めることができる。

6. 理事は、才3項の書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

(監事による監査)

才40条 監事は、毎事業年度2回以上組合の財産及び理事の業務執行の状況を監査しなければならない。

2. 監事は、前項の監査を行なったときは、その結果を総会に報告し、かつ、意見をのべなければならない。

3. 監事は、才1項の監査を行なったとき及び必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

4. 監査についての規則の設定、変更及び廃止は、監事が行ない総会の承認を受けるものとする。

(顧問)

才41条 この組合に、顧問をおくことができる。

2. 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3. 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

才42条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2. 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(3) 組合員の除名

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第53条 組合員は、第46条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項について、書面又は代理人をもつて議決権及び選挙権を行なうことができる。ただし、組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければ代理人となることができない。

2. 前項の規定により、議決権又は選挙権を行なう者は、出席者とみなす。

3. 第1項の規定により書面をもつて議決権又は選挙権を行なう者は、第46条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項について、書面にその賛否または選挙しようとする役員の氏名を記載してこれを封筒に封入し、その封筒に署名又は記名押印したものを、総会の開会までに、この組合に提出しなければならない。

4. 代理人は、10人以上の組合員を代理することができない。

5. 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(家族の発言権)

第54条 組合員と同一の世帯に属する者は、総会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、組合員の代理人として総会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総会の議事録)

第55条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び総会において選任した組合員2人がこれに署名又は記名押印するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 組合員の総数及び出席組合員の数
- (3) 議事の経過の要領
- (4) 議決した事項及び賛否の数
- (5) 選任された役員の氏名

(総会運営規約)

第56条 この定款に定めるもののほか、総会の運営に関し、必要な事項は、総会運営規約で定める。

(事業の種類)

才58条 才8条才1号に規定する借用証書により資金を貸付する事業 (以下貸付事業という。)

は次に掲げるものとする。

- (1) 無担保信用貸付
- (2) 団体保証貸付
- (3) 有価証券担保貸付
- ~~(4) 電話担保貸付~~
- (5) 不動産担保貸付

2. 才8条才2号に規定する生活に有用な共同施設の種類のほか、共同宿舎、保養所並びにホームヘルパー派出看護人、集金代行、社会保険手続き代行等技術提供の事業とする。

才59条 この組合は、総会の議決による場合のほか、次の事由によつて解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
- (2) 合併
- (3) 破産
- (4) 行政庁の解散命令

2. この組合は前項の事由によるほか、組合員(才6条才2項の規定による組合員を除く。)が20人未満になつたときは、解散する。

3. 理事は、この組合が解散(破産による場合を除く。)したときは、遅滞なく組合員に対しその旨を通知しかつ公告しなければならない。

(残余財産の処分)

才60条 この組合が解散(合併又は破産による場合を除く。)した場合の残余財産(解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。)は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

(合併)

才61条 この組合が合併をしようとするときは、合併契約書を作成し、総会の承認を受けるものとする。

2. 理事は、前項の合併契約書の要領を才46条の規定による通知に記載し、かつ、公告しなければならない。

3. 合併によつて組合を設立する場合においては、総会において組合員のうちから合併によつて設立する組合の設立委員を選任するものとする。

4. ~~才54~~<sup>51</sup>条の規定は、才1項の規定による承認および前項の規定による役員を選任について準用する。

## 第8章 雑則

(公告の方法)

第1条 この組合の公告は、この組合の場外に掲示して行う。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

才~~63~~<sup>62</sup>条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所をこの組合に通知したときは、その場所にあてて行なう。

(実施規則)

才~~64~~<sup>63</sup>条 この定款および規約に定めるもののほか、この組合の財産および業務の執行のための手続き、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1. この定款は、この組合の成立の日から施行する。

(成立当初の役員任期)

2. この組合の成立当初における役員任期は、才~~54~~<sup>53</sup>条才1項の規定にかかわらず、創立総会において議決された期間とする。ただし、その期間は、1年をこえてはならない。

(成立当初の事業年度)

3. この組合の成立の日の属する事業年度は、才~~57~~<sup>56</sup>条の規定にかかわらず、この組合の成立の日から翌年3月31日までとする。

第3号議案 昭和44年度事業計画並収支予算決定の件

1. 事業計画

1. 基本方針

設立趣意書にのべてあるとおり、消費面からの生活の改善と向上を図るために主たる事業活動を融資と特殊技能等の共同利用において推進いたします。

A. 借用証書により資金を融通する事業

(イ) 貸付の種目として、無担保信用証書貸付、有価証券担保貸付、電話担保貸付、恩給、年金立替貸付、不動産貸付を設けて行ないます。

(ロ) 貸付金利については、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律並びに関係法令に定めるところに従い定めます。

(ハ) 貸付額は、初年度20,800,000円、才2年度33,200,000円、才3年度38,600,000円、を設定し収入は、初年度1,897,400円、才2年度3,634,490円、才3年度4,340,010円が確保されるようにつとめます。

B. 協同の施設を設置し、組合員に利用させる事業

ホームヘルパー、派出看護人、集金代行、社会保険手続きの代行など、組合員の技能を持ちより相互に利用をします。

C. 組合員の生活の改善および文化の向上をはかる事業

組合員の消費生活の改善に役立つような講演会や文化水準の高い名画、演劇、パレー、音楽を鑑賞することや、組合員や家族の健全なレクリエーション活動を補けるために必要な旅行プランの作成、指定旅館の設置などを行ないます。

2. 組織活動方針

設立の趣旨を広めるため盛岡市を中心に新聞広告或いは直接中小企業、商店などへのチラシ配り、或いは県労連、同盟などの労働諸団体を通じての未組織労働者の組織化、岩手県中小企業福祉労務協会など事業者団体を通じての加入促進を巾広くすすめていきます。

才一年度は盛岡市及び周辺地区、才2年度は花巻、北上地区周辺、才3年度は宮古、釜石地区などの順に組織拡大を図ります。



### 3. 教育活動方針

職員に対する教育は、生協活動の趣旨を充分徹底させるため、全国生協学校、県生協連合会職員研修会に積極参加させ常に業務知識の向上をはかり、日常業務が円滑におこなわれるように指導します。

又組合員に対しては業務内容の周知徹底をはかり、特に理事、総代研修会の開催或いは先進生協の視察、日協連トップ研修会への参加を通じて事業内容の改善、経営基盤の拡充と強化をはかつていきたいと思ひます。

### 4. 人事計画

初年度は職員2名とし、その中業務に経験を有する者1名、専務職員1名とします。

2年度以降については、事業の発展状況とにらみ合せ漸時増加することといたします。

### 5. 貸金業の届出

出資の受入、預り金及び金利等に関する法律第7条第1項の規定にもとづき、大蔵大臣（岩手県知事）に貸金業の届出を行ない、貸付業務を開始いたします。

貸 付 条 件



条件種別	利 率	貸付限度	貸付期間	償還方法	そ の 他	備 考
無担保貸付	月 2分1厘	千 円 60,000	1年以内	1時払 月賦償還	保証人 2名	
団体貸付	"	100,000	"	"	保証人 2名 団体保証	
有価証券 担保貸付	"	200,000	"	"	保証人 2名	
不動産 担保貸付	"	500.000	"	"	"	

赤字記入  
赤字削除



貸付資金調達方法

	才 1 年 度	才 2 年 度	才 3 年 度	備 考
組合員出資	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1口 500円
借 入 金	11,000,000	16,000,000	17,000,000	
合 計	12,000,000	17,100,000	18,200,000	

参考

2. 昭和44年度収支予算書

自44・7・1。至45・3・31

支出の部			収入の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
人件費	945,000		貸付金利息	1,646,400	6533400×21×12
役員報酬	0				
職員給料	660,000	35×12, 20×12	雑収入	40,000	印紙代外
諸手当	200,000	3.5ヶ月			
法定福利費	52,000	社会保険料			
厚生費	3,000	レクリエーション			
退職給与引当金	30,000				
物件費	852,400				
広告宣伝費	50,000	ポスター外刊行物			
教育文化費	5,000	図書購入			
渉外費	5,000	交際接待費			
会議費	20,000				
事務用品費	5,000	事務用品			
消耗品費	5,000				
減価償却費	10,000	什器、備品償却			
地代家賃	36,000	3,000×12			
水道光熱費	20,000	ガス、水道電気料			
調査研究費	5,000	不動産登記簿調査			
諸会費	2,000	町内費			
租税公課	30,000	貼用印紙代			
旅費交通費	20,000	出張旅費			
通信費	50,000	電話料外			
雑費	20,000				
支払利息	569,400	6,500×0.24×365			
事業外費用	100,000				
創業費	100,000	設立費	当期損金	211,000	
合計	1,897,400			1,897,400	

予 想 損

損 失 の 部

科 目	才 1 年 度	才 2 年 度	才 3 年 度	摘 要
人 件 費	945.000	1.703.000	2.120.000	
役 員 報 酬	0	600.000	840.000	
職 員 給 料	660.000	750.000	850.000	初年度35×12, 20×12
諸 手 当	200.000	250.000	300.000	3. 5ヶ月
法 定 福 利 費	52.000	60.000	75.000	社会保険
厚 生 費	3.000	3.000	10.000	レクリエーション
退職給与引当金繰入	30.000	40.000	45.000	
物 件 費	852.400	1.560.400	1,819.400	
広 告 宣 伝 費	50.000	50.000	60.000	ポスター外刊行物
教 育 文 化 費	5.000	5.000	5.000	図書購入
渉 外 費	5.000	5.000	5.000	交際接待
会 議 費	20.000	20.000	30.000	
事 務 用 品 費	5.000	5.000	5.000	事務用費
消 耗 品 費	5.000	5.000	5.000	
減 価 償 却 費	10.000	10.000	15.000	什器備品償却
地 代 家 賃	36.000	36.000	36.000	3,000×12
水 道 光 熱 費	20.000	25.000	25.000	ガス、水道、電気
調 査 研 究 費	5.000	10.000	10.000	不動産登記簿調査
諸 会 費	2.000	3.000	3.000	町内費
租 税 公 課	30.000	40.000	45.000	貼用印紙外
旅 費 交 通 費	20.000	30.000	40.000	出張旅費
通 信 費	50.000	60.000	60.000	電話料外
雑 費	20.000	30.000	30.000	
支 払 利 息	569.400	1.226.400	1,445.400	
事 業 外 費 用	100.000			
創 業 費	100.000			設立費
小 計		3.263.400	3,939.400	
当 期 利 益 剰 余 金		371.090		
見 込 剰 余 金			400.610	
合 計	1,897.400	3,634.490	4,340.010	

益 計 算 書

自 昭和44年7月 1日  
至 昭和45年3月31日

利 益 の 部

科 目	才 1 年 度	才 2 年 度	才 3 年 度	備 考
貸 付 金 利 息	1,646.400	3,584.490	4,280.010	
雑 収 入	40.000	50.000	60.000	調査料、預金利息等
当 期 損 金	211.000			
合 計	1,897.400	3,634.490	4,340.010	

第4号議案 連合会加入決定の件

1. 岩手県生活協同組合連合会に加入する。
2. 出資金は1口 10,000円を拠出する。
3. 会費は、連合会規定にもとづき理事会で決定する。

第5号議案 岩手労働金庫加入決定の件

1. 岩手労働金庫に加入する。
2. 出資金は50口 50,000円を拠出する。

第6号議案 借入金最高限度額承認の件

1. 昭和44年度の借入金最高限度額を2,200万円とする。
2. 取引金融機関として岩手労働金庫および岩手銀行とする。

第7号議案 役員選任の件

定款第28条にもとづき創立当初の役員を次の通り選任する。

理事定数 10人以上～15人以内

監事定数 2人以上～3人以内

ただし初年度の役員は理事10人、監事2人とする。✓